「犬山まちづくりの会」規約

参　考　例

（名称）

第１条　本会の名称を「犬山まちづくりの会」と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所を、犬山市〇〇〇〇〇〇〇〇番地に置く。

（目的）

第３条　本会は、犬山のまちのよいものを発見し、活用することにより、犬山の暮らしを向上させることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

1. 〇〇〇に関すること。
2. 〇〇〇に関すること。
3. 〇〇〇に関すること。

（会員）

第５条　本会は第３条の目的及び第４条の事業に賛同した者で構成するものとする。

２　この会に入会又は退会を希望する者は、その意思表示により入会又は退会することができる。

（会費）

第６条　会員は、本会の会費として年額〇〇〇円を納入するものとする。

（役員）

第７条　本会運営のために、次の役員を置く。

1. 会長　　１名
2. 副会長　〇名
3. 会計　　〇名

２　第１項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

（職務）

第８条　会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

３　会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

（会議）

第９条　本会の会議は、年１回開かれる総会と、役員による役員会とする。

２　総会は年１回開催し、事業及び決算報告、事業計画及び予算について議決するものとし、会員の過半数の出席で成立する。

（運営）

第１０条　本会の運営は、会費・参加費・寄付金をもってあてる。

（会計年度）

第１１条　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（変更）

第１２条　この会則は、総会において、出席者の３分の２以上の承認があれば変更できる。

附則　この会則は、○年 ○月 ○日から施行する。